

未支給年金請求・年金受給権者死亡届 チェックリスト

どちらの様式を出すか・期限と提出先・未支給年金請求の添付書類 | 登録不要・無料・2026年版

どちらの様式を出すか 日本年金機構「年金を受けている方が亡くなったとき」

あてはまるもの	出す様式
未支給年金を受け取れる遺族がいる	「年金受給権者死亡届(報告書)兼 未支給年金・未支給給付金請求書」を出す(死亡の手続きと未支給年金の請求が1枚でできる) 両面で印刷し、1枚目(1～2ページ)を提出。記入例は3ページ
受け取れる遺族がない・未払いの年金が発生しない	「年金受給権者死亡届(報告書)」を出す 日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として省略できる(未支給年金の届出などは必要)

期限と提出先

終わったら✓、日付はメモ欄へ。年金事務所の所在地と相談の予約方法は、日本年金機構「全国の相談・手続き窓口」で確認してください。

✓	項目	日本年金機構の案内	メモ
☐	死亡届の期限	死亡届が必要な場合は、10日(国民年金は14日)以内 遅れて亡くなった日の翌日以後に年金を受け取ると、その分を後日返す	出した日:
☐	提出のしかた	年金事務所に郵送。対面の相談は予約のうえ年金事務所または街角の年金相談センター(オフィス)。e-Gov の電子申請も可 電子申請は「電子申請用送付書(一時金請求及び諸変更届等)」で検索し、請求書をPDF・JPEGで電子添付	出した先:
☐	障害基礎年金・遺族基礎年金のみ	市・区役所または町村役場に出す 日本年金機構の年金Q&Aの案内	
☐	地方公務員共済から基礎年金の代行払い	加入していた地方公務員共済組合に出す 被保険者期間が地方公務員共済組合員期間のみの方など	

未支給年金請求の添付書類 戸籍謄本・住民票は亡くなった日より後に交付されたもの

✓	#	書類(日本年金機構の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	亡くなった方の年金証書 添付できない場合は請求書の事由欄に理由を書く	
☐	2	請求する方のマイナンバー(個人番号)にかかる確認書類 マイナンバーカード、または個人番号が確認できる書類+身元(実存)確認書類(運転免許証・パスポート・在留カードなど)。郵送は両面コピー、窓口は原本を提示	
☐	3	亡くなった方と請求する方の続柄が確認できる書類 戸籍謄(抄)本、または法定相続情報一覧図の写し(亡くなった方が被相続人で、登記官の認証文付き)。配偶者・遺族年金を請求する子は、マイナンバーの記入で戸籍謄本を省略可	
☐	4	亡くなった方の住民票の除票 マイナンバーが収録されている場合、または世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要	
☐	5	請求する方の世帯全員の住民票の写し マイナンバーの記入で省略可	
☐	6	生計同一関係に関する申立書(別住所の場合) 配偶者または子が請求するときは【様式3】、配偶者・子以外は【様式4】。第三者の証明、または生計同一関係証明書類	
☐	7	受取口座の通帳等の写し 金融機関名・支店名・口座名義人氏名フリガナ・預金種別・口座番号が確認できるページ。公金受取口座の利用・金融機関の証明を受けた場合は不要。貯蓄預金口座へは振り込めない	

メモ(亡くなった方の氏名・亡くなった日・請求する方・年金証書の保管場所)

.....
.....

未支給年金請求・年金受給権者死亡届 チェックリスト

事実婚の配偶者・死亡届のみの場合の書類、受け取れる遺族の順位、時効と注意

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 2

■ 事実婚関係にあった配偶者が請求する場合

- 戸籍上の配偶者の有無が確認できる書類(亡くなった方の戸籍謄(抄)本・請求する方の戸籍謄(抄)本)
- 事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書(様式7)。婚姻の意思について、原則として第三者による証明が必要
- 年金証書・マイナンバー確認書類・住民票・受取口座の書類は1ページ目と同じ

■ 死亡届のみを出す場合の添付書類「年金受給権者死亡届(報告書)」

✓	#	書類(日本年金機構の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	亡くなった方の年金証書 添付できない場合は事由欄に理由を書く	
☐	2	死亡の事実を明らかにできる書類 住民票除票／戸籍抄本(亡くなった日より後に交付)／市区町村長に出した死亡診断書(死体検案書等)のコピー／死亡届の記載事項証明書のいずれか。マイナンバーが収録されている場合は不要	

未支給年金を受け取れる遺族と順位

亡くなった当時、生計を同じくしていた次の遺族。先順位者がいる場合は受け取れない。同順位者が2名以上なら1名が代表して請求。

- 配偶者(事実婚含む)
- 子
- 父母
- 孫
- 祖父母
- 兄弟姉妹
- その他3親等内の親族

「生計を同じくしていた」の主な例

- 住民票上同一世帯に属していた
- 住民票上は別世帯だが、住所が同一だった
- 住所が異なるが、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにしていた

ほかの場合と全文は請求書の4ページ。住所が違う場合は、第三者(民法上の三親等内の親族以外)の証明か、生計同一関係証明書類(源泉徴収票・送金の記録など)を出す。証明書類を出しても申立書の記入は必要。

時効・期間と注意(日本年金機構の案内)

- 未支給年金の時効は5年。起算日は受給権者の年金の支払日の翌月の初日(亡くなった日からではない)。未支給給付金は2年。
- 請求書を出してから受け取るまで、おおむね3か月。
- 亡くなった方の口座を解約していないと、その口座に入金される場合がある。口座の解約等は金融機関に相談。
- 未支給年金は受け取った方の一時所得に該当し、確定申告が必要になる場合がある(支給金を受け取る年分において、その支給金を含む一時所得の金額の合計額が50万円以下である場合には、確定申告は不要です。)。詳細は税務署へ。
- 「コピー」と書かれたもの以外は原本。審査の過程でほかの書類が必要になる場合がある。原本の返却を希望するときは申し出る(郵送は付せん等で)。
- 代理人が手続きするときは、請求者の委任状と代理人の本人確認書類。亡くなった方名義の送金通知書があれば一緒に出す。
- 日本年金機構と共済組合等の複数の年金を受けていた場合も、どちらか1か所にせよ手続きできる(例外あり)。

メモ(年金事務所から求められた追加書類・取り寄せ中の書類)

このチェックリストについて

日本年金機構の公式ページと請求書の案内に載っている書類を並べた一般的なチェックリストです。審査の過程でほかの書類を求められることがあり、年金事務所の案内と請求書の裏面が正式な案内です。受け取れる遺族にあたるか、生計を同じくしていたか、税金や相続での扱いなど個別の判断は、年金事務所・税務署・税理士に確認してください。

出典(2026年10月11日確認):日本年金機構「年金を受けている方が亡くなったとき」www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140731-01.html / 「亡くなった方の未支給年金を受け取れるとき」(様式・請求書PDF) / 年金Q&A(受給者本人が死亡したとき) / 「年金の時効」 / 「生計同一関係・事実婚関係に関する申立をするとき」 / 国民年金法第19条・厚生年金保険法第37条(e-Gov)